

第12章 通信

(通信指令室の機能)

第1 通信指令室は、119番通報の受付指令業務、救急管制業務、災害支援業務等の運用を行い、通報に基づき災害地点の決定、予告指令、出動指令、指令書の送信、災害情報支援の他、消防団指令及び関係機関との情報連絡機能を有する。

(通信体制)

第2 警防本部が設置された場合、又は保安施設課長が必要と認めた場合は、3名以上を基本とする通信体制とし、保安施設課長又は同課長補佐が通信連絡の指揮統制を行う。

(消防部隊の運用)

第3 火災等の災害を覚知した場合は、その通報内容から災害の種別、規模等を勘案し、第10章出動計画に定める出動区分により出動指令を行う。

(1) 部隊運用の種別

部隊運用は、火災時の運用、救急時の運用、救助時の運用、危険排除等の運用に大別し、その内容は次表のとおりである。

| 区 分 | | 内 容 |
|-------------|------|--|
| 火災時の 運 用 | 普通出動 | 市街地の一般火災及び大規模、特異な対象物の火災に対して普通出動計画又は対象物出動計画により、事前に指定した部隊を災害の規模に応じて、段階的に運用する。 |
| | 特別出動 | 危険物の火災及び大規模な火災等の災害で普通出動計画では対応が難しい場合に、危険物火災出動計画及び大規模災害出動計画により運用する。 特別出動の運用は、災害の状況が覚知時に明確な場合は当該覚知により決定し、不明確な場合は、出動隊の現場報告により決定する。 大規模災害出動計画は、普通出動計画、危険物火災出動計画、救助特別出動計画等の各出動計画に基づく消防部隊の段階的な対応が困難な場合に、一挙に大部隊を投入する必要があると認めた時点で運用する。又、事前の計画にかかわらず現場指揮本部長又は通信指令室が災害の状況から判断して必要と認めるときは、部隊を増強する場合や計画出動指定隊が出動不能等の理由で出動対数に不足が生じた場合に部隊を補完するために運用する。 |
| 特異な事象時の運用 | | 大規模な催物等又は、広範囲な水道の断・減水及び全面通行止め等により部隊運用上支障をきたす場合には、必要により普通出動計画を臨時に変更し、部隊の暫定運用を行う。 |

| | | |
|--------|--------|---|
| 救急時の運用 | 救急普通出動 | <p>通常時の救急事故は、救急普通出動計画に基づく指定救急隊を運用する。救急普通出動計画に定める指定救急隊は1隊であるため指定隊が出動中又は出動不能の場合は、署所の出動可能隊を補完する。</p> <p>覚知時、傷病者等が明確である場合は、当該傷病者数等に応じた所要数の救急隊を運用する。</p> |
| | 救急特別出動 | <p>救急普通出動計画で対応し難い大規模な救急事故等が発生し、又は発生するおそれのある場合に運用するもので、事故の規模、傷病者数等の状況により救急特別出動計画に基づく出動区分を段階的に運用する。航空機墜落事故等により多数の傷病が発生し、救助活動を伴う場合は、救助特別出動計画を併用して運用する。</p> |
| | 救急特命出動 | <p>現場指揮本部長又は通信指令室の判断により救急普通出動、救急特別出動を補完し若しくは増強するため出動区域に関係なく運用する。</p> |
| 救助時の運用 | 救助特別出動 | <p>大規模な救助事象が発生した時又は発生するおそれがある場合は、普通出動計画を準用し部隊を運用する。</p> <p>※ 火災時の運用</p> <p>火災現場に救助特別出動を指令する場合は、普通出動計画による隊を運用するがこの場合上位の出動区分の隊を運用する。</p> <p>例えば、第2出動の火災現場に救助第1出動を運用する場合は、同出動場区分の第3出動に指定されている部隊を救助任務に切り換えて運用する。</p> |
| | 救助特命出動 | <p>火災の覚知時において、火災の規模等から判断して当該火災が比較的小規模で1隊の部隊を運用することによって十分対応可能な場合や即時通報及び直接通報による通報を受け火災と判断できない場合に出動部隊を制限して運用する。</p> <p>※ 救急・救助の運用</p> <p>列車転覆、航空機墜落事故等で大規模な救急救助事象が発生した場合等で指揮本部長又は通信指令室が必要と判断した場合は、救急特別出動と併用して救助特別出動の特命運用を行う。</p> |

| | | |
|----------|------|---|
| 危険排除等の運用 | 危険排除 | <p>危険排除を覚知した場合は、通報内容から災害の規模及び状況を判断し、災害に適応した所要の消防部隊を特命運用する。</p> <p>※ 危険排除とは、火災、救助事象以外で放置すれば火災又は人命の危険が予想され、当該危険を排除するための活動を必要とする事象をいい、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 電気 電気器具等の使用放置電線の接触等による火災等の危険を排除する。</p> <p>(2) ガス・毒劇物 ガスの漏洩等による火災等の危険を排除する。</p> <p>(3) 危険物洗浄 流出、漏洩した危険物を水等で洗い流す。</p> <p>(4) 危険物除去 流出、漏洩した危険物を油吸着剤、砂等で取除くか又は安全な場所に移す。</p> <p>(5) 建物倒壊 建物の壁面、看板等の落下危険等を排除及び警戒区域を設定する。</p> |
| | 緊急確認 | <p>火災とまぎらわしい火煙等又は自動火災報知設備が作動した等、火災か否か判断困難な次の事象の場合は消防小隊を特命運用する。</p> <p>(1) 発生原因不明な自動火災報知設備等からのベル鳴動などの確認</p> <p>(2) 火災とまぎらわしい煙、炎、臭いの確認</p> <p>(3) 爆発のような光、音等の確認</p> |

(2) 消防団指令

火災時に消防団の持つ消防力を投入し、早期に延焼拡大を阻止するため必要に応じて消防団に対して出動指令する。この場合の判断は消防長又は消防総務課長が行う。

(3) 部隊の補完

各署所の消防部隊が第 2、第 3 出場又は遠隔地災害、若しくは広域消防応援等が出動した場合は、当該署所の管轄区域における火災出動に備えるため、必要に応じて次表に基づき署所に直近する消防団部隊の補完を図る。

| 待機する場所 | 応援補完部隊 | 連絡先 |
|--------|---------------------|--------|
| 遠野消防署 | 1 分団から 8 分団のうち 2 隊 | 各分団本部長 |
| 宮守出張所 | 9 分団から 11 分団のうち 1 隊 | 〃 |

(有線電話系統図)

第 4 有線電話系統図は、別表第 10 のとおりとする。

(消防無線通信)

第5 消防無線の通信周波数は、次のとおりである。

- (1) 固定局 5局 (出力10W (内1局多重無線0.010W))
- (2) 基地局 3局 (出力10W)
- (3) 陸上移動局 10W車載型17台
1W携帯型11台・5W携帯型9台
- (4) 周波数 150.19WHz (組合波)
151.59WHz (市町村波)
143.42WHz (救急波)
147.42WHz (救急波)
152.82WHz (県内共通波)
150.73WHz (全国共通波)
158.35WHz (防災相互波)

2 消防無線局識別信号及び無線局種別は、別表第11のとおりとする。

(通信の優先順位)

第6 通信の優先順位は、原則として次の各号による。

- (1) 緊急通信は、通常通信を優先する。
- (2) 緊急通信の優先順位は、次による。
 - ア 出火報
 - イ 指令
 - ウ 応援要請
 - エ 指揮命令
 - オ 現場報告

(3) 通常通信の優先順位は、次による。

- ア 連絡及び情報通信
- イ 訓練及び演習通信

(非常災害時の通信体制)

第7 非常時の通信体制は、消防本部が行い有線電話は緊急に必要なもの以外はこれを制限し、災害の情報収集、報告、連絡及び応援に支障のない体制とする。

2 通信相互間の通話が競合する場合は、前項に定める優位の通信は、劣位の通信を中断して行なわなければならない。

3 消防無線電話による至急通報の取扱は、次の各号により行う。

- (1) 当該通信の最初に「至急」を2回呼唱する。
- (2) 前号に定める「至急」の呼唱を受信した無線局は、当該通信が敏速に行えるよう処置しなければならない。
- (3) 至急通信中の無線局以外の無線局は、当該通信を傍受することを原則とする。